建設工事施工統計調査

令和５年度調査（令和４年度実績）　　国土交通省

記入の手引き

○　この調査は、貴社の１年間の完成工事高、受注総額及び就業者等について調査するものです。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料となりますので、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

調査結果(令和６年３月末日公表予定）のホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji_list.html

○　ご不明な点は調査票を送付した各地方公共団体の担当課にお問い合わせください。

秘密は、固く守られます。
提出方お願いします。

建設工事施工統計調査は、統計法による基幹統計調査であり、提出いただいた情報は固く保護されます。また、これらの情報を取り扱う職員も罰則を伴う厳しい守秘義務を負っています（統計法第４１条及び第５７条)。

建設業者の活動実態を把握することを目的とした調査のため、この調査をお願いすることとなった調査対象法人等におかれましては、統計法上、報告していただくことが義務となっております（統計法第１３条、第１５条及び第６１条）ので、必ずご提出（ご返送）くださいますようお願いいたします。

なお、年間で活動実態が無い場合でもご提出を宜しくお願いします。

次頁以降の記入上の注意、記入方法等をよく読んで記入してください。

調査票の提出期限は、令和５年７月３１日です。

担当者から記入された内容について電話等で確認をさせていただく場合がありますので、ご提出いただく調査票の控えを保管しておいてください。

統計調査の手引き2023.indd　1　　23/05/09　16:50

記入上の注意（その１）

書類等がそろっているかご確認ください

① 調査票（１）
② 調査票（２）
［ 大臣許可：全業者、知事許可：資本金２千万円以上の業者のみ送付しております。 ］
③ 調査実施についてのお願い（国土交通省、都道府県），オンライン報告のお知らせ
④ 記入の手引き（本冊子）
⑤ 返信用の封筒

１．調査票のご記入のお願い

（１）黒鉛筆又はシャープペンシルですべて右詰で記入してください。

当調査票は機械で読み取るため、機械が正確に文字等を読み取れるように枠内に濃くはっきりと記入してください。また、誤読の恐れがありますので、ボールペン等は使用せず、修正の際は消しゴムできれいに消してから記入し直してください。

※ 数字が **①太すぎる ②細すぎる ③薄い ④枠外へはみ出す ⑤小さい** 等の場合、機械で読み取る際に誤読するおそれがありますので、下記記入例を参考に記入してください。

（数字の記入例）

（２）建設業の実績がない場合でも必ず提出してください。

「４．有形固定資産」、「５．業態別工事種類」、「６．就業者数」、「８．兼業売上高」、また、記入者様の連絡先、報告義務者の氏名を記入の上、提出をお願いします。

（３）金額欄は百万円単位、消費税込みで記入してください。

「７．国内建設工事の年間完成工事高」、「８．兼業売上高」、「９．国内建設工事の年間受注高」、調査票（２）については消費税込みでご記入ください。なお、**百万円未満の端数については、十万の位を四捨五入**してください。消費税抜きの金額しか分からない場合には、当該金額に１．１を乗じた金額を計上してください。

（４）汚れ、損傷に注意してください。

調査票を汚したり、カッター等で損傷することのないようお願いします。

統計調査の手引き2023.indd 1 23/05/09 16:50

２．調査の範囲

（１）この調査は令和５年７月１日時点で建設業法に基づく許可を有する業者を対象としています。令和５年６月３０日までに廃業された場合は、お手数ですが調査票に「廃業」と明記の上、ご返送下さい。

（２）この調査は本社又は本店にお送りしておりますので、貴社の支店、出張所等で実施された建設工事については全て**本社又は本店において一括してご記入ください。**

（３）海外部門がある場合には、これを除いた**国内部門のみ**に係る金額や人数をご記入ください（各項目での割り当てが困難な場合には按分等で計算いただいて構いません）。

（４）建設工事とは、「建設業法第２条第１項に規定する工事」のことをいいます。したがって、**次の役務提供や維持管理業務は調査対象外**です。

> 測量、設計、積算、監理、ボーリング調査、文化遺産発掘、炭鉱・鉱山の坑道掘削工事、除草作業、除雪作業等の工事を伴わない維持管理業務（なお、これらが建設工事と包括して発注されている契約の場合は除きます）。

３．調査対象期間について

調査対象期間は、**令和５年３月３１日又は令和５年３月３１日前の直近の決算期までの１年間（１２か月）**における建設活動の実態について調査票の該当事項をご記入ください。

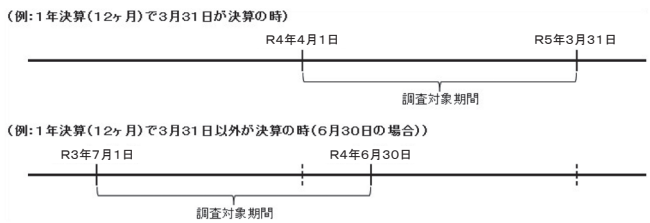

直近の決算期が１年未満の場合は、下記のいずれかの方法によりご記入ください。

（１）半期決算（６か月）の場合は２期分をあわせて１２か月分としてご報告下さい。

（２）決算期を変更したことにより期間が１２か月に満たない場合は、以下の計算によります。

$$\text{対象決算期の金額} = \text{直近決算期の金額} + \left\{ \frac{\text{前決算期の金額}}{\text{前決算期月数}} \times (12\text{か月} - \text{直近決算期月数}) \right\}$$

（３）新規許可業者で決算期間が１２か月に満たない場合は、そのままの金額をご記入ください。また、新規許可業者で決算期を迎えていない場合は、「６．就業者数」の欄のみご記入ください。

（４）企業の合併及び組織替え（個人→法人）等による決算期の変更により１２か月に満たない場合は、（１）又は（２）に準じてください。
また、企業の合併の場合、消滅会社（吸収された企業）はその旨を各地方公共団体の担当課にご連絡ください。調査票には「廃業」と明記の上、ご返送ください。

統計調査の手引き2023.indd 2 23/05/09 16:50

記入上の注意（その２）

１．調査票（１）

注意事項

●黒鉛筆又はシャープペンシルでご記入ください。
●金額欄は、**百万円単位（十万の位を四捨五入）、消費税込み**でご記入ください。
●**青字**は、建設業法で定める様式となっております。

ご記入にあたり以下の書類をご用意ください。

●**貸借対照表**
●**直前３年の各事業年度における工事施工金額**
●**工事経歴書**
●**損益計算書**
●**完成工事原価報告書（法人の場合）**

各項目については、以下に記載した各ページをご参照の上、ご記入ください。

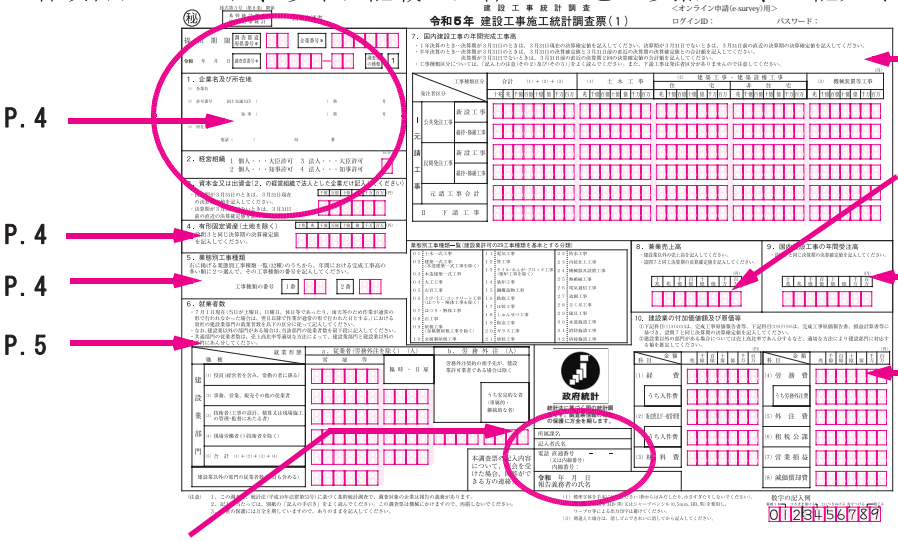

記入者の職名・氏名・連絡先、報告義務者（代表者）氏名をご記入ください。後日調査票の記入内容等について問い合わせの必要が生じた際に連絡させていただくためのものですので、担当者の方に連絡がとれるように直通の電話番号や内線番号を記入してください。

※ゴム印による記入でも構いません。
※間違えた場合は、修正液による修正は行わないでください。

１．企業名及び所在地 …… P．４
２．経営組織 …… P．４
３．資本金又は出資金 …… P．４
４．有形固定資産（土地を除く）…… P．４
５．業態別工事種類 …… P．４
６．就業者数 …… P．５
７．国内建設工事の年間完成工事高 … P．６
８．兼業売上高 …… P．６
９．国内建設工事の年間受注高 …… P．６
10．建設業の付加価値額及び原価等 … P．７～10

建設業の実績がない場合

「４．有形固定資産」「５．業態別工事種類」「６．就業者数」「８．兼業売上高」及び記入者の職名・氏名・連絡先、報告義務者（代表者）氏名を記入の上、提出をお願いします。

統計調査の手引き2023.indd 3 23/05/09 16:50

２．調査票（１）の各項目について

１．企業名及び所在地
２．経営組織
３．資本金又は出資金

これらの欄は、ご記入者の負担軽減を図る目的で印字を行っております。印字内容は、**令和５年３月末日時点**の内容で、都道府県及び各地方整備局の建設業許可担当部署によりシステムに登録されたものです。

システムの都合により、企業名等をカタカナで印字している場合等がありますので、大変申し訳ございませんが、ご了承ください。

なお、個人事業主の方につきましては「３．資本金又は出資金」が空欄となっておりますが、そのままご提出ください。

印字されている内容に誤りがある場合

① 調査票を提出する各地方公共団体の担当課にその内容をご連絡ください。
② **調査票の数字部分（「２．経営組織」、「３．資本金又は出資金」）については、修正を行わずにご提出ください。**修正を行いますと、機械が調査票を読み取れなくなるおそれがあります。

４．有形固定資産（土地を除く）

建設業法に定める「貸借対照表（様式第十五号または第十八号）」の「有形固定資産計」（B）より「土地」（A）を除いた額です。

様式第十五号

貸　借　対　照　表

令和　年　月　日現在

（会　社　名）

資　産　の　部

Ⅰ　流　動　資　産		千円
現金預金		
：		
Ⅱ　固　定　資　産		
（１）有形固定資産		
建物・構築物		
減価償却累計額	△	
機械・運搬具		
減価償却累計額	△	
工具器具・備品		
減価償却累計額	△	
土　地		A
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産計		B

左の様式は、法人の貸借対照表ですが、この例の場合、

有形固定資産（土地を除く）
＝　Ｂ－Ａ

【単位にご注意！】
調査票は百万円単位です

「貸借対照表」を千円単位で作成されている場合はご注意願います。

５．業態別工事種類

（１）調査票に掲げる32種類の業態別工事種類の中から、**年間における完成工事高の多い順に２つの業態別工事種類**を選び、２桁の番号（０１，０２，・・・，３２）を記入してください。

業態別工事種類は、建設業法第２条の別表に掲げる建設工事の種類をもとに32種類としています。記入に際しましては、Ｐ．１３，１４の「建設業許可業種等と「業態別工事種類」、「工事種類区分」の考え方について」をご参照ください。

（２）１種類の業態別工事種類しか施工しなかった場合は、その業態別工事１種類のみを記入してください。

（３）工事実績が無い場合は、許可を受けた業種のうち主に行おうとしている業種をご記入ください。

統計調査の手引き2023.indd　4　　23/05/09　16:50

6．就業者数

この項目のみ**令和５年７月１日現在における人数**を、下記の分類にしたがってご記入ください。ただし、７月１日当日が休日等であったり、雨天等のため作業が通常の形で行われなかった場合は、翌日以降で作業が通常の形で行われた日をご記入ください。

（１）「(1) 役員」欄の人数は、**経営者を含み、常勤の者**に限ります。
※　法人の場合は最低でも１人（経営業務の管理責任者）を記入してください。
※　個人の場合は代表者１名として記入してください。また、１人で、代表者・技術者等を兼ねている場合は、代表者１名として記入してください。

（２）建設業以外の部門がある場合は、当該部門の従業者数を最下段に記入してください。**「建設業以外の部門の従業者数（役員も含める）」欄は建設業部門の合計ではありません**ので、ご記入の際には十分に注意してください。

（３）建設業部門と他の部門とを正確に区分できない場合は、売上高等を用いて按分切り上げする等して、分割してご記入ください。

※　パートタイマー・アルバイトの方でも常雇となる場合があります。勤務形態によって分類してください。
①１か月を超えて雇用される方 →常雇
②１か月以内の雇用で５月と６月にそれぞれ１８日以上雇用される方 →常雇

就業形態

a. 従業者
企業に所属し、業務に従事している雇用者（直接雇用し、直接賃金を支払っている者）、個人業主、無給家族従業者、有給役員。

常雇
１か月を超えて雇用される者及び１か月以内の雇用で５月と６月にそれぞれ１８日以上雇用された者（パートタイマー・アルバイトでも上記条件にあてはまれば常雇用）。

臨時・日雇
従業者のうち、上記「常雇」以外の者。

b. 労務外注
労務外注契約（相手先が、建設業許可業者である場合は除く）又は、準直用（直接雇用せず、賃金台帳の整備や保険の手続きを行っている場合）により、建設工事現場で働くすべての技能工（職長を含む）、労務作業者。

職　種

建設業部門

(1) 役員
役員で、常時勤務して報酬を受けている者。
ただし、事務・労務職を兼ねており、一般職員と同じ給与規則で給与を受けている者は、下記の(2)～(4)に分類される。

(2) 事務、営業、販売、その他の従業者
総務や経理、営業、人事等事務を行う者。

(3) 技術者
工事の設計、積算又は現場施工の管理・監督者にあたる者。

(4) 現場労働者
建設工事現場で働くすべての技能工（職長を含む）、労務作業者。ただし、現場施工の管理・監督に当たる者は含まない。

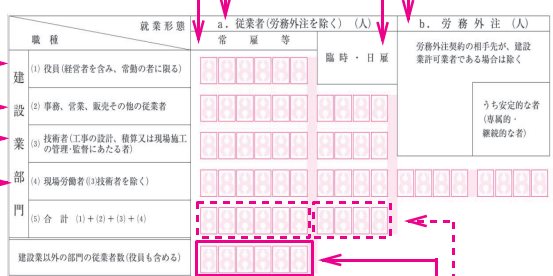

(5) 合計
建設業部門の常雇、臨時・日雇について、それぞれ合計をご記入下さい。

建設業以外の部門の従業者数
建設業以外の事業を併せて営む場合のその事業に係る常雇等の従業者数（この人数と「(5)合計」を足せば、貴社全体の常雇等の従業者数となります）。

統計調査の手引き2023.indd 5　23/05/09 16:50

7．国内建設工事の年間完成工事高　：**１年間の完成工事高**についてご記入ください。

建設業法に定める「直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）」の**直近の決算期１年分**の元請工事の合計と下請工事の合計を参考にして、それぞれ表の分類にしたがって、もれのないようにご記入ください。工事種類については、**Ｐ．１３，１４の表**と**「工事経歴書（様式第二号）」**を参考にして区分してください。なお、用語の定義・説明については**Ｐ．１２**を参考にしてください。

工事種類区分

完成工事高は、全て(1)土木工事、(2)建築工事・建築設備工事、(3)機械装置等工事のいずれかに分類されます。分類に際しての考え方は**Ｐ．１３，１４**を参考にしてください。

例）アスファルトほ装工事 → (1)土木工事
　　屋根ふき工事 → (2)建築工事・建築設備工事
　　築炉工事 → (3)機械装置等工事

この欄には**合計**を記入します。

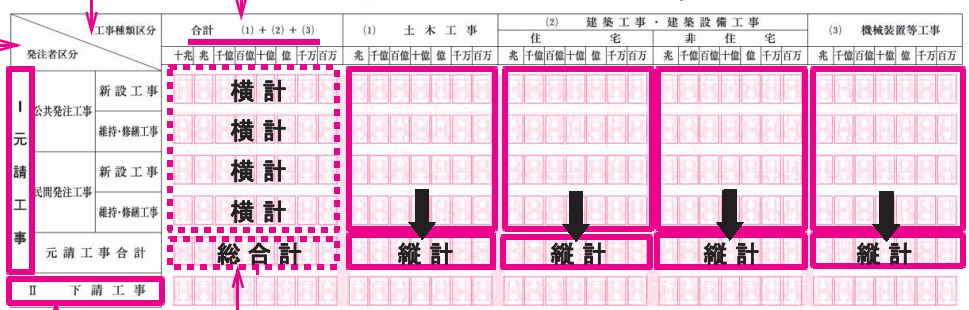

この欄は**元請工事の総合計**になります。
（総合計＝縦計の合計＝横計の合計）

下請工事は、最下段にご記入ください。また、発注者区分がありませんのでご注意願います。

発注者区分　用語の定義・説明は**Ｐ．１２**を参考にしてください。

8．兼業売上高

建設業以外の事業を併せて営む場合、その事業の売上高をご記入ください。

その額は、**建設業法に定める「損益計算書（様式第十六号または第十九号）」**の「Ⅰ売上高」のうち「兼業事業売上高」となり、下の法人の損益計算書では、☆の箇所の値になります。

様式第十六号

損　益　計　算　書

自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

（会　社　名）

Ⅰ　売　上　高		千円
完成工事高		
兼業事業売上高	☆	

【単位にご注意！】
調査票は百万円単位です

「損益計算書」を千円単位で作成されている場合はご注意願います。

9．国内建設工事の年間受注高

１年間の受注高（建設工事の総請負高）についてご記入ください。

受注高ですので、「７．国内建設工事の年間完成工事高」と合計が一致しなくても構いません。

統計調査の手引き2023.indd 6　23/05/09 16:50

10. 建設業の付加価値額及び原価等

法人の場合　※個人の場合については、Ｐ．９～１０をご参照ください。

建設業法に定める「損益計算書（様式第十六号）」及び**「完成工事原価報告書」**をご参照のうえ、以降の項目のご記入をお願いします。

なお、用語の定義・説明については、Ｐ．１２を参考にしてください。

（1）経費

「完成工事原価報告書」の「Ⅳ経費」の金額です。

経費 うち人件費

「完成工事原価報告書」の「Ⅳ経費」の金額の**「（うち人件費）」**の金額です。

（2）販売費及び一般管理費

「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の合計額です。兼業事業を営んでいる場合は下記「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

販売費及び一般管理費 うち人件費

「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の**内訳科目**（役員報酬から福利厚生費まで）の合計額です。兼業事業を営んでいる場合は下記「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

（3）材料費

「完成工事原価報告書」の「Ⅰ材料費」の金額です。

様式第十六号　（第四条、第十条、第十九条の四関係）

損　益　計　算　書

自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

【単位にご注意！】
調査票は百万円単位です
「損益計算書」を千円単位で作成されている場合はご注意願います。

千円

Ⅱ　売上原価
- 完成工事原価
- 兼業事業売上原価
- 売上総利益（売上総損失）
- 完成工事総利益（完成工事総損失）
- 兼業事業総利益（兼業事業総損失）

Ⅲ　販売費及び一般管理費
- 役員報酬
- 従業員給料手当
- 退職金
- 法定福利費
- 福利厚生費

役員報酬から福利厚生費までの合計額 … ②

- 修繕維持費
- 事務用品費
- 通信交通費
- 動力用水光熱費
- 調査研究費
- 広告宣伝費
- 貸倒引当金繰入額
- 貸倒損失
- 交際費
- 寄付金
- 地代家賃
- 減価償却費　⑤
- 開発費償却
- 租税公課　③
- 保険料
- 雑　費

販売費及び一般管理費（「役員報酬」から「雑費」までの合計額） ①

営業利益（営業損失）　④

兼業事業を営んでいる場合は、建設業のみの費用を推定して記入してください。

10. 建設業の付加価値額及び原価等

①下記科目(1)(3)(4)(5)は、完成工事原価報告書等、下記科目(2)(6)(7)(8)は、完成
基づき、設問７と同じ決算期の決算確定値を記入してください。
②建設業以外の部門がある場合については売上高比率であん分するなど、
る額を推定してください。

（円）

科目	金額（兆 千億 百億 十億 億 千万 百万）	科目	金額
(1) 経費	A	(4) 労務費	
うち人件費	B	うち労務外注費	
(2) 販売費及び一般管理費	①	(5) 外注費	
うち人件費	②	(6) 租税公課	
(3) 材料費	C	(7) 営業損益	
		(8) 減価償却費	

※兼業事業がある場

「損益計算書」の「Ⅲ販売費及分は、兼業事業の分も含みまについては、右の計算式にあ
のみの費用を推定して記入し

①販売費及び一般管理費
②　〃　（うち人件費）
③　〃　（うち租税公課

統計調査の手引き2023.indd　7　23/05/09　16:50

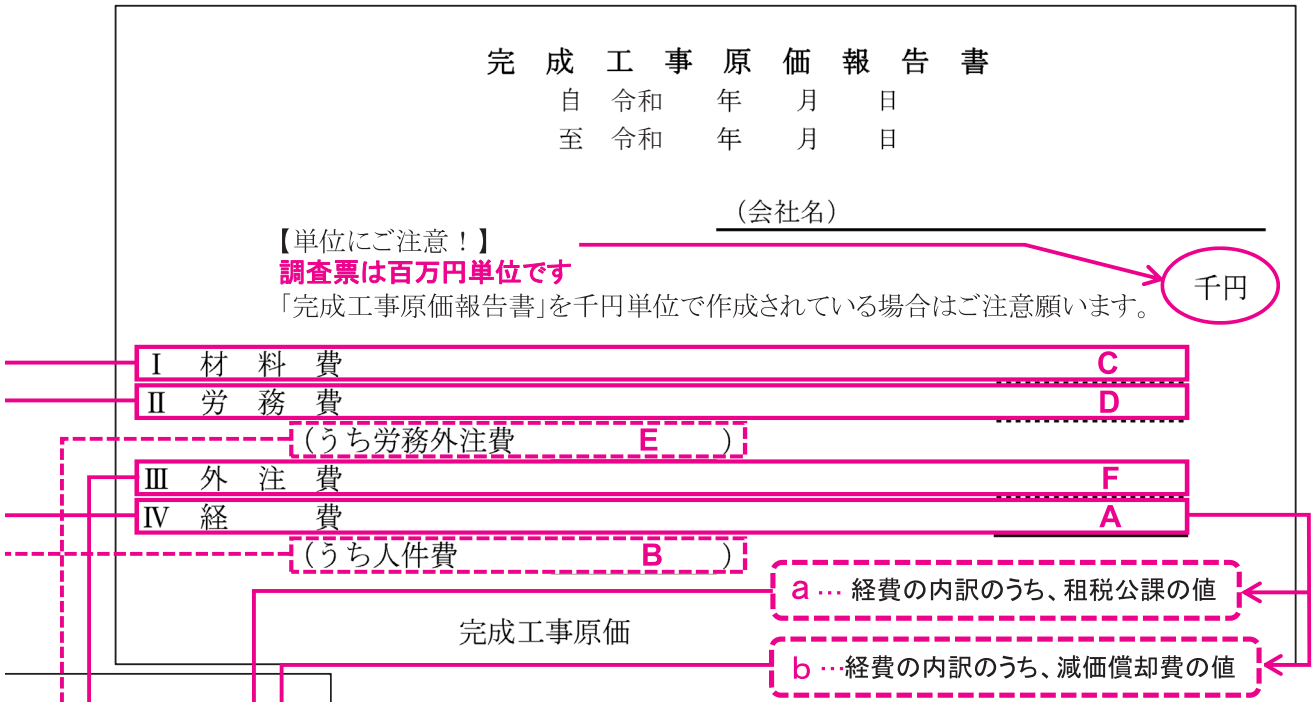

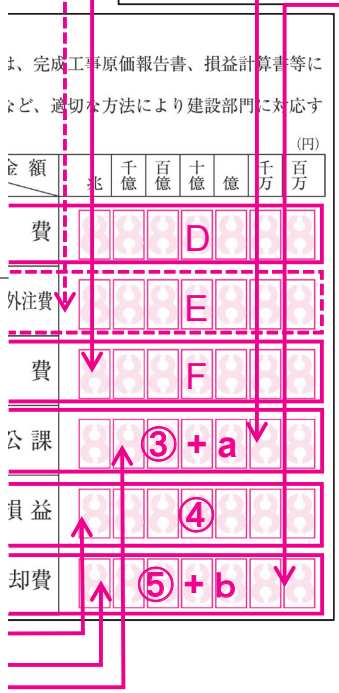

（4）労務費

「完成工事原価報告書」の「Ⅱ労務費」（直接雇用の作業員に対する賃金）の金額です。

労務費 うち労務外注費

「完成工事原価報告書」の「Ⅱ労務費」の金額の「（うち労務外注費）」の金額です。

なお、労務費において記入が困難な場合には、次式により算出してください。

労務費＝現場労働者数×平均賃金

労務費（うち労務外注費）＝労務外注者×平均賃金

※ただし、平均賃金は賃金台帳等により推計してください。

（5）外注費

「 完成工事原価報告書」の「Ⅲ外注費」の金額です。

（6）租税公課

「完成工事原価報告書」の「Ⅳ経費」の内訳科目のうち**租税公課** ＋「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち**租税公課**の合計金額です。兼業事業を営んでいる場合は下記「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

（7）営業損益

「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち営業利益（営業損失）の金額です。営業損失の場合は、金額の頭に「＊」を記入してください（「＊」が「－（マイナス）」を意味します）。営業利益の場合は、「＋」は不要です。兼業事業を営んでいる場合は下記「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

（8）減価償却費

「完成工事原価報告書」の「Ⅳ経費」の内訳科目のうち**減価償却費** ＋「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち**減価償却費**の合計金額です。兼業事業を営んでいる場合は下記「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

る場合

売費及び一般管理費」に計上される部
含みますので、以下①～⑤の調査項目
式にあてはめて按分する等して、**建設業**
記入してください。

理費　　④営業利益（営業損失）
卡費）　　⑤販売費及び一般管理費
祀公課）　　（うち減価償却費）

$$\text{貴社全体の金額} \times \frac{\text{完成工事高（建設業部門の売上高）}}{\text{完成工事高（建設業部門の売上高）} + \text{兼業売上高（建設業以外の部門の売上高）}} \fallingdotseq \textbf{建設業のみの費用（百万円）}$$

統計調査の手引き2023.indd 8　23/05/09 16:50

個人の場合　※法人の場合については、Ｐ．７～８をご参照ください。

建設業法に定める「損益計算書（様式第十九号）」をご参照のうえ、以降の項目のご記入をお願いします。

なお、用語の定義・説明については、Ｐ．１２を参考にしてください。

（1）経費

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目の「経費」の金額です。

経費 うち人件費

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目の「経費」に含まれる人件費の金額です。

（2）販売費及び一般管理費

「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の合計額です。兼業事業を営んでいる場合はP．７～８下部記載の「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

販売費及び一般管理費 うち人件費

「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の**内訳科目**（従業員給料手当から福利厚生費まで）の合計額です。兼業事業を営んでいる場合はP．７～８下部記載の「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

（3）材料費

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目の「材料費」の金額です。

（4）労務費

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目の「労務費」（直接雇用の作業員に対する賃金）の金額です。

労務費 うち労務外注費

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目の「労務費」に含まれる**「（うち労務外注費）」**の金額です。

なお、労務費において記入が困難な場合には、次式により算出してください。

労務費＝現場労働者数×平均賃金

労務費（うち労務外注費）＝労務外注者×平均賃金

※ただし、平均賃金は賃金台帳等により推計してください。

（5）外注費

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目の「外注費」の金額です。

（6）租税公課

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目の「経費」に含まれる**租税公課**＋「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目の**「租税公課」**の合計金額です。兼業事業を営んでいる場合はP．７～８下部記載の「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

（7）営業損益

「損益計算書」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち「営業利益（営業損失）」の金額です。営業損失の場合は、金額の頭に「＊」を記入してください（**「＊」が「－（マイナス）」を意味します**）。営業利益の場合は、「＋」は不要です。兼業事業を営んでいる場合はP．７～８下部記載の「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

（8）減価償却費

「損益計算書」の「Ⅱ完成工事原価」の内訳科目のうち「経費」に含まれる**減価償却費**＋「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目の**「減価償却費」**の合計金額です。兼業事業を営んでいる場合はP．７～８下部記載の「※兼業事業がある場合」もご参照ください。

統計調査の手引き2023.indd　9　23/05/09　16:50

様式第十九号　（第四条、第十条、第十九条の四関係）

【単位にご注意！】
調査票は百万円単位です
「損益計算書」を千円単位で作成されている場合はご注意願います。

損　益　計　算　書

自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千円

Ⅰ　完成工事高 ……

Ⅱ　完成工事原価
- 材料費 …… D
- 労務費 …… E
- （うち労務外注費 F ）
- 外注費 …… G
- 経費 …… A

完成工事総利益（完成工事総損失）

Ⅲ　販売費及び一般管理費
- 従業員給料手当
- 退職金
- 法定福利費
- 福利厚生費

従業員給料手当から福利厚生費までの合計額 …… C

- 維持修繕費
- 事務用品費
- 通信交通費
- 動力用水光熱費
- 広告宣伝費
- 交際費
- 寄付金
- 地代家賃
- 減価償却費 …… J
- 租税公課 …… H
- 保険料
- 雑　費

B → 販売費及び一般管理費（「従業員給料手当」から「雑費」までの合計額）

営業利益（営業損失） …… I

Ⅳ　営業外収益
- 受取利息及び配当
- その他

Ⅴ　営業外費用
- 支払利息

経費に含まれる人件費の値 … ①
経費に含まれる租税公課の値 … ②
経費に含まれる減価償却費の値 … ③

10. 建設業の付加価値額及び原価等

①下記科目(1)(3)(4)(5)は、完成工事原価報告書等、下記科目(2)(6)(7)(8)は、完成工事原価報告書、損益計算書等に基づき、設問７と同じ決算期の決算確定値を記入してください。
②建設業以外の部門がある場合については売上高比率であん分するなど、適切な方法により建設部門に対応する額を推定してください。

科目＼金額（円）	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
(1) 経費				A			
うち人件費				①			
(2) 販売費及び一般管理費				B			
うち人件費				C			
(3) 材料費				D			

科目＼金額（円）	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
(4) 労務費				E			
うち労務外注費				F			
(5) 外注費				G			
(6) 租税公課				H + ②			
(7) 営業損益				I			
(8) 減価償却費				J + ③			

統計調査の手引き2023.indd　10　　23/05/09　16:50

記入上の注意（その３）

調査票（２）

調査票（２）は、
①　国土交通大臣の許可を受けた法人及び個人
②　知事許可を受けた法人のうち資本金又は出資金が2,000万円以上の法人の方が対象となります。

調査票（２）は、**元請工事の完成工事高だけが調査対象**となります。工事を施工した都道府県ごとの元請完成工事高を記入して下さい。**下請工事は調査対象外**です。
調査票（１）の「７．国内建設工事の年間完成工事高」元請工事合計の金額と調査票（２）の全国計の金額は一致します。ただし、四捨五入の関係で合計額が不一致になる場合については、無理に一致させる必要はありません。

※　工事実績のない都道府県については、**「０」を記入する必要はありません。**
※　**全く該当がない（「元請工事」がない）場合**は、御担当者記入欄のみ記入いただき**調査票（１）と一緒に**ご提出ください。

（表面）

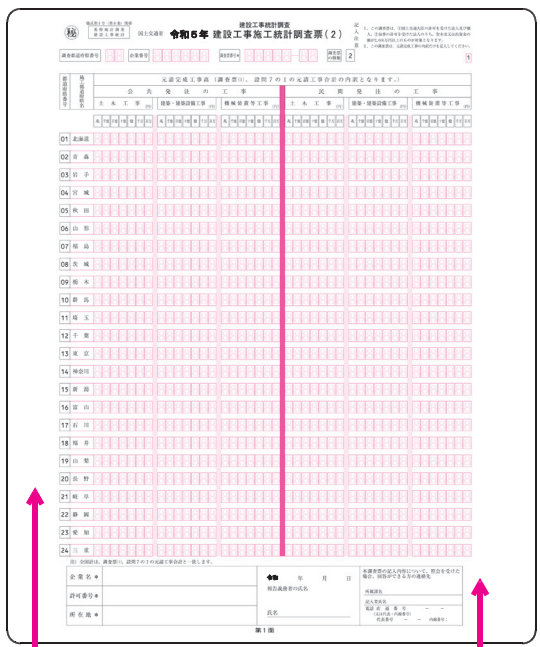

県番号も機械で読み取るため、○をつけたりしないでください。

記入者の職名、氏名についてご記入ください。

（裏面）

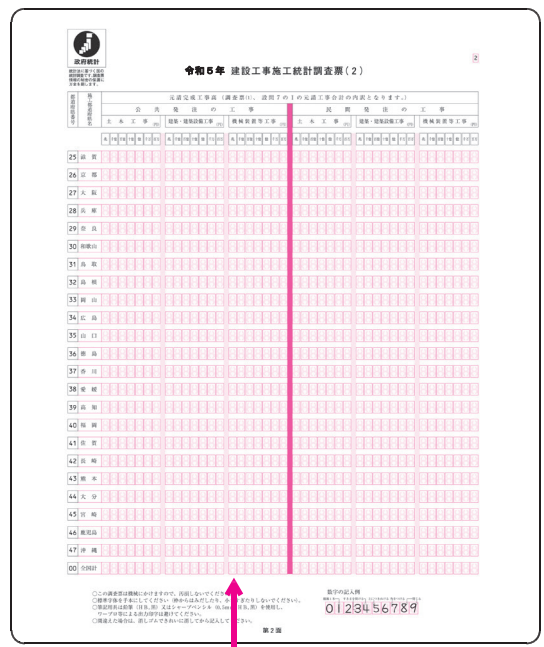

00全国計

全国の合計金額を記入する欄が、調査票の裏面の一番下にありますので、忘れずに記入してください。
※　表面には小計はありません。

統計調査の手引き2023.indd 11 23/05/09 16:50

記入上の注意（その４）

用語の定義・説明

【国内建設工事の年間完成工事高】（Ｐ．６）

完成工事高	決算期内に工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期中出来高相当額をいいます。

（発注者区分：元請・下請）

元請工事	発注者（施主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含みます。
下請工事	元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、１次又は２次等の下請工事を含みます。

（発注者区分：公共・民間）

公共発注工事	以下の機関が発注した工事をいいます。 **◎国の機関**　：**国、独立行政法人**（造幣局　等）**、政府関連企業等**（東日本高速道路(株)　等） **◎地方の機関**：**都道府県、市区町村、地方公営企業、地方独立行政法人・公立大学法人** ※土地区画整理組合、地方公共団体の設置した上記以外の法人及び共済組合の工事を含まない。 **※東京地下鉄(株)、ＮＴＴ、ＪＲ、電源開発(株)、森林組合、ＪＡ、第３セクター、土地区画整理組合**等は、**民間**扱いです。
民間発注工事	公共発注工事以外の工事（駐留軍、外国公館等）をいいます。

（発注者区分：新設・維持修繕）

新設工事	構造物及び附属設備を新たに建設し、もしくは増改築、改良する工事をいい、災害を契機とする改良復旧工事及び**除却・解体・耐震改修工事**を含みます。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容の工事に区分してください。
維持・修繕工事	新設工事以外の工事をいい、既存の構造物及び附属設備の従前の機能を保つために行う経常的な補修工事、改装工事、移転工事、災害復旧工事及び区画線設置等の工事（作業）を含みます。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容の工事に区分してください。

【国内建設工事の年間受注高】（Ｐ．６）

受注高	建設工事の元請及び下請による請負高（請負高が確定していない場合は見積計上による請負高）をいいます。

【建設業の付加価値額及び原価等】（Ｐ．７～１０）

経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等の合計をいいます。
（うち人件費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費の合計をいいます。
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種、工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課をいいます。
営業損益	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額をいいます。

統計調査の手引き2023.indd　12　　23/05/09　16:50

記入上の注意（その５）

建設業許可業種等と「業態別工事種類」、「工事種類区分」の考え方について

１．「５．業態別工事種類」の記入に関して

下表１「建設業許可業種等の対応状況」をご参照のうえ、業態別工事種類を２つお選びください。

２．「７．国内建設工事の年間完成工事高」の記入に関して

「７．国内建設工事の年間完成工事高」の記入に際しては、実際に施工された各種工事を、「土木工事」、「建築工事・建築設備工事」、「機械装置等工事」の３つの工事種類区分のいずれかに分類していただき、その完成工事高をご記入いただくことになります。

本調査における「土木工事」、「建築工事・建築設備工事」、「機械装置等工事」の定義は、右表２「工事種類区分の定義」（赤枠）のとおりです。

また、下表１「建設業許可業種等の対応状況」により、建設業許可業種や、建設工事の内容から対応する工事種類区分を参照することができます。**ただし、「×」の箇所でもその区分に含まれる事もありえますのでご留意願います。**

表１　建設業許可業種等の対応状況

番号	建設業許可業種	建設工事の種類	番号	業態別工事種類
01	土木工事業	土木一式工事	01	土木一式工事
02	建築工事業	建築一式工事	02	建築一式工事(03を除く)
			03	木造建築一式工事
03	大工工事業	大工工事	04	大工工事
04	左官工事業	左官工事	05	左官工事
05	とび･土工工事業	とび･土工･コンクリート工事	06	とび･土工･コンクリート工事(07を除く)
			07	はつり･解体工事
06	石工事業	石工事	08	石工事
07	屋根工事業	屋根工事	09	屋根工事(10を除く)
			10	金属製屋根工事
08	電気工事業	電気工事	11	電気工事
09	管工事業	管工事	12	管工事
10	タイル･れんが･ブロック工事業	タイル･れんが･ブロック工事	13	タイル･れんが･ブロック工事(14を除く)
			14	築炉工事
11	鋼構造物工事業	鋼構造物工事	15	鋼構造物工事
12	鉄筋工事業	鉄筋工事	16	鉄筋工事
13	ほ装工事業	ほ装工事	17	ほ装工事
14	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	18	しゅんせつ工事
15	板金工事業	板金工事	19	板金工事
16	ガラス工事業	ガラス工事	20	ガラス工事
17	塗装工事業	塗装工事	21	塗装工事
18	防水工事業	防水工事	22	防水工事
19	内装仕上工事業	内装仕上工事	23	内装仕上工事
20	機械器具設置工事業	機械器具設置工事	24	機械器具設置工事
21	熱絶縁工事業	熱絶縁工事	25	熱絶縁工事
22	電気通信工事業	電気通信工事	26	電気通信工事
23	造園工事業	造園工事	27	造園工事
24	さく井工事業	さく井工事	28	さく井工事
25	建具工事業	建具工事	29	建具工事
26	水道施設工事業	水道施設工事	30	水道施設工事
27	消防施設工事業	消防施設工事	31	消防施設工事
28	清掃施設工事業	清掃施設工事	32	清掃施設工事
29	解体工事業	工作物解体工事	07	はつり･解体工事に含む

統計調査の手引き2023.indd　13　　23/05/09　16:50

表２　工事種類区分の定義

土木工事		いわゆる土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等）のほか、送電線、配電線、地中電線路、電車線、アンテナ、電線支持物、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、ガスタンク、鋼製工業薬品タンク、浮ドッグ、交通標識、造園、**解体**、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
建築工事・建築設備工事		建築工事にはその一部である鉄骨、鉄筋、防水、塗装、木製間仕切壁等の工事及び建築工事に附帯する整地、門塀等の工事を含みます。建築設備工事とは、建築物に関する冷暖房、換気、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事及び昇降機、煙突等の工事をいいます。 **※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。**
	住宅	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち居住用床面積が全体の50%以上のもの）をいいます。
	非住宅	居住以外（鉱工業用、商業用、サービス業用、公益事業用及び公務・文教用等居住用以外の目的の全てを含む）を主たる目的とする建築物をいいます。
機械装置等工事		工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋外の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます（建築設備を除く）。

番号	建設工事の内容や例示		工事種類区分		
			(1) 土木工事	(2) 建築工事・建築設備工事	(3) 機械装置等工事
01	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		○	×	×
02	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外	×	○	×
03		木造建築	×	○	×
04	大工工事、型枠工事、造作工事		○	○	×
05	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事		○	○	×
06	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事、法面保護工事、屋外広告物設置工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事		○	○	○
07	はつり工事、工作物解体工事		○	○	○
08	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事		○	○	×
09	屋根ふき工事	金属製屋根以	×	○	×
10		金属製屋根	×	○	×
11	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事		○	○	○
12	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事		○	○	○
13	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事、サイディング工事		○	○	×
14	築炉工事		×	×	○
15	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事		○	○	○
16	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事		○	○	○
17	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事		○	×	×
18	しゅんせつ工事		○	×	×
19	板金加工取付け工事、建築板金工事		×	○	×
20	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事		×	○	×
21	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事		○	○	○
22	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事		×	○	×
23	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事		×	○	×
24	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事		○	○	○
25	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事		×	○	○
26	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事		○	○	○
27	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事		○	×	×
28	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事		○	×	○
29	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事		×	○	×
30	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事		○	○	○
31	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事		○	○	○
32	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事		○	○	○

統計調査の手引き2023.indd 14　23/05/09 16:50

提出前に２点確認してください！！

１．記入する金額の桁は
全て百万円単位
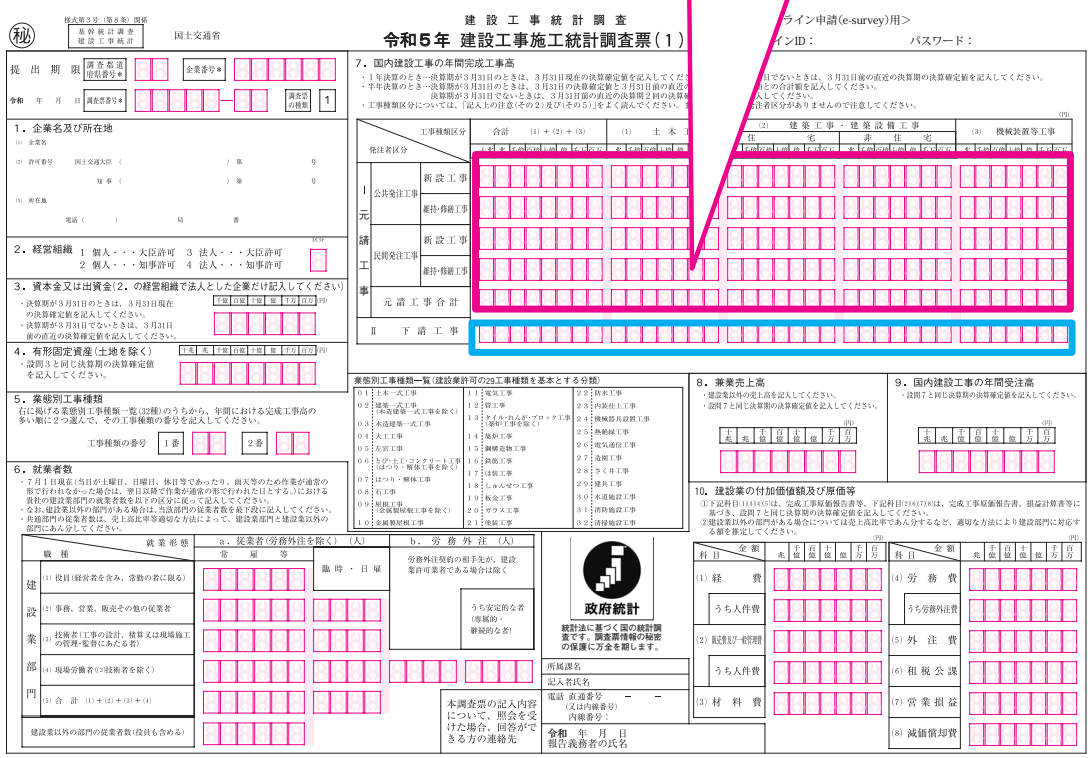
２．赤枠は元請工事の記載欄
青枠は下請工事の記載欄